

マイナンバー制度について 重要なお知らせ

マイナンバーによる情報連携において、地方税情報の取得が可能となりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

- ①開始予定 平成30年 7月から ②主な利用 事務
- ・ 高齢受給者証及び限度額適用認定証（70歳以上）に係る課税所得（標準）額の確認
 - ・ 高額療養費の支給、限度額適用認定証（70歳未満）の発行、特定疾病受療証の発行・更新に係る所得判定

平成29年7月から住民票情報の情報連携が始まりましたが、システムによる住民票情報の確認が十分にできず、現在も申請・届出時の住民票の添付は省略できておりません。

今回の所得等の情報連携につきましてもシステムによる所得等の情報が十分であると確認できるまで、該当の手続きについては、しばらくの間は従来と同様の添付書類をご提出くださいますようお願いいたします。また、添付書類の省略が可能であることが確認でき次第、広報誌やホームページ等にてお知らせいたします。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

申請書等様式の一部変更について

マイナンバーを記入することが定められている主な手続きにおいて、すでに変更している加入と喪失以外の申請書等様式を変更しました。

新様式については同封の「規約・規程集の一部差替えについて」、または当組合ホームページからご確認ください。

変更点をご確認のうえ、お手続きの際は必ず新様式にてご提出をお願いいたします。

マイナンバー記入欄が追加された申請書等

区分	様式	区分	様式
資格	④国民健康保険法第116条の2該当・非該当届	給付	特定疾病認定申請書
	⑤国民健康保険法第116条 該当・非該当 届 継続住所変更		国民健康保険高額療養費支給申請書
	国民健康保険被保険者証等再交付申請書		第三者行為による被害届
	自宅住所氏名変更届		国民健康保険 限度額適用 標準負担額減額 認定申請書
	国民健康保険基準収入額適用申請書		国民健康保険食事療養・生活療養標準負担額減額差額支給申請書
			移送費支給申請書

※「自宅・事務所住所変更届」及び「被保険者氏名変更届」は1枚の様式に変更となりました。

※「事務所関係変更届」について、マイナンバー記入欄はありませんが、様式変更があります。

該当者及び申請人である組合員のマイナンバーの記入が必要となります。
番号法・国民健康保険法及び施行規則より、マイナンバーの記入が必要な事務手続きとなりますので、必ず新様式にてご申請ください。

新様式の変更点について

① 自宅住所変更・氏名変更の届出が変わりました!

従来別々の届出だった「自宅住所変更」及び「氏名変更」について、1枚の届出書に様式が変更になりました。

また、**変更後の世帯に市町村国保の加入者がいないかを確認するため、裏面の「世帯加入状況報告書」の記入が必要**となります※。

変更後に組合員と世帯が分かれてしまった家族については喪失のお手続きが必要となりますので、ご注意ください。

※同一世帯で市町村国保加入者がいる場合は、国民健康保険法第19条に基づき、その家族も包括して加入する必要があります。

裏面

様式 第1号の7

該当する部分を必ず記入してください。
○住所変更…①、②、④、⑤、裏面⑥
○氏名変更…①、③、④、⑤、裏面⑥

専務理事	事務局長	係

自宅住所 氏名 変更届

※変更するものに○をつけてください。

①被保険者証	記 号	番 号

変更前 変更後

⑥ 世帯加入状況報告書

住民票に記載されている組合員本人を含む全員の健康保険加入状況を記入してください。
※同一世帯で市町村国保加入者がいる場合は、国民健康保険法第19条に基づき、その家族も包括して加入する必要があります。

氏名・性別	生年月日	現在加入の健康保険 (○をつけてください)				
男 女	・ ・	市町村 国保	後期 高齢	税理士 国保	社 保	その他 ()
男	・ ・	市町村	後期	税理士	社 保	その他

② 事務所所在地の変更は「事務所関係変更届」をご使用ください!

従来では事務所所在地の変更の際に「自宅・事務所住所変更届」をご使用いただいておりましたが、新様式では「事務所関係変更届」にて、事務所所在地の変更をお願いいたします。

「事務所関係変更届」では事務所形態の変更や、代替わりによる事業主変更等の手続きにご使用いただけます。

詳細な手続きや添付書類については、届出書の裏面をご参照ください。

様式 第1号の10

該当する部分を必ず記入してください。
○事務所所在地変更…①、②、⑤、⑥
○事務所名変更…①、③、⑤、⑥
○代表者氏名変更…①、④、⑤、⑥

専務理事	事務局長	係

事務所関係変更届

①被保険者証	記 号	番 号

変更前 変更後

②事 務 所 所 在 地		
TEL	()	()

③ 限度額適用認定証等の再交付についてもご申請を!

再交付について「被保険者証」・「高齢受給者証」・「組合員証」以外に、**給付に関する証書(「限度額適用認定証」・「特定疾病受療証」等)についても再交付申請が必要**となります。

再交付区分の1～3以外については「4. その他」に再交付希望の証書名をご記入ください。

様式 第1号の6

専務理事	事務局長	係

国民健康保険被保険者証等再交付申請書

被保険者証記号	再交付する者	性別	生年月日	個人番号(マイナンバー)	再交付区分 (○印をつけてください)
	フリガナ	男	・ ・		1. 被保険者証 2. 高齢受給者証 3. 組合員証 4. その他 ()
	フリガナ	女	・ ・		
	フリガナ	男	・ ・		1. 被保険者証 2. 高齢受給者証 3. 組合員証

再交付区分
(○印をつけてください)

1. 被保険者証
2. 高齢受給者証
3. 組合員証
4. その他 ()

新様式変更に伴うお願い

- ・「規約・規程集の一部差替えについて」をご確認いただき、**必ず新様式への差替え**をお願いいたします。
- ・申請の際は添付書類及び注意事項をご確認のうえご提出ください。
- ・マイナンバー記載の書類を提出する際は、特定個人情報保護の観点より**必ず配達記録の残る書留等**でお送りください。